

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日起きは、翌日が休日となると)  
(その翌日)

より告示する。

平成四年八月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

目 次

◇告 示 保険医療機関の指定(保険課)

開発行為に関する工事の完了(都市計画課)

都市計画事業の認可(二件)(〃)

選挙管理委員会の招集

◇選管告示 定例教育委員会の招集(総務課)

◇教委告示 遊技機の型式の検定(防犯少年課)

告 示

鳥取県告示第六百九十二号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定に

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
筏津産科婦人科 かんべ皮膚科 リニック	倉吉市堺町二丁目二三九 鳥取市永楽温泉町四五九	平成四年八月十五日 平成四年八月三日

鳥取県告示第六百九十三号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

平成四年八月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成三年十一月八日 鳥取県指令受鳥土維第五百七十号

二 工区に含まれる地域の名称

鳥取市吉成南町一丁目(第二工区)

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市片原一丁目一二五

株式会社海南開発

代表取締役 森岡大之郎

## 鳥取県告示第六百九十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成四年八月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 一 施行者の名称

米子市

## 二 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画公園事業 一・二・五十四号宗像団地公園

## 三 事業施行期間

平成四年八月十八日から平成五年三月三十一日まで

## 四 事業地

## 1 収用の部分 なし

米子境港都市計画公園事業 二・一・五十三号皆生新田東公園

## 2 使用の部分 なし

平成四年八月十八日から平成五年三月三十一日まで

## 四 事業地

## 1 収用の部分 なし

使用の部分 なし

## 鳥取県告示第六百九十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

## 選挙管理委員会告示

### 鳥取県選挙管理委員会告示第七十一号

平成四年第十回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成四年八月十八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

- 一 日時 平成四年八月二十日（木）午前十一時
- 二 場所 鳥取市東町一丁目1110 鳥取県選挙管理委員室
- 三 議題 平成四年度シルバーリーダー研修会開催要領について

## 教育委員会告示

### 鳥取県教育委員会告示第十一号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成四年八月十八日

鳥取県教育委員会委員長 西 尾 圭 介

## 公安委員会告示

### 鳥取県公安委員会告示第八十号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認めたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成四年八月十八日

鳥取県公安委員会委員長 德 田 博 司

遊技機の種類	型 式	製造業者名
ぱちんこ遊技機	魔女りん	株式会社平和
"	ラッキーBOX	"
"	ファーバーパワフルI	株式会社三共

### 三 議題

- 1 平成五年度鳥取県高等学校入学者選抜方針について
- 2 その他

一 日時 平成四年八月二十七日（木）午後二時  
 二 場所 鳥取市東町一丁目1171 鳥取県教育委員会委員室

平成4年8月18日 火曜日

"	CRF・ウインドムI	"
"	CRエキサイトロイヤル	株式会社ニューギン
"	エキサイトグランプリα	"
"	パッション2	太陽電子株式会社
"	スーパーテレコン	"
"	パラダイスキングⅢ	"
アレンジボール遊技機	00X I	"